

2024年10月改正!パート社員の社会保険適用が拡大!

# 年収の壁 対策セミナー

年収が130万円超でも2年まで扶養認定!

2025年以降  
大改正はある!?

今、様々なメディアで話題となっている「年収の壁」。

103万、106万、130万円等、パート社員の年収に関する問題で、

最低賃金を上げて配偶者との扶養関係を維持するために多くのパート社員が

労働時間の調整を行っている現状があります。

これが近年の人手不足の状況に逆行する動きとして社会問題にもなっています。

本セミナーでは最新の法制度の確認はもちろん、

政府がその対策として用意した被扶養者認定制度や助成金についても

わかりやすく説明しますので、是非この機会にご参加ください。

## 主な講座内容

- ・年収の壁とは  
(103万円・106万円・130万円・150万円・210万円)
- ・社会保険の適用拡大と年収の壁問題の関係
- ・政府が用意した最新対策の概要  
(年収の壁・支援強化パッケージ)
  - ・キャリアアップ助成金の新コース
  - ・社会保険適用促進手当の標準報酬算定対象外
  - ・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化 等
- ・今後取り組みたい実務対応のポイント ほか

◆会場 新居浜商工会館(新居浜市一宮町 2-4-8)

◆受講料 無料(会員・非会員 問わず)

◆定員 30名 (先着順) ◆対象者 中小・小規模事業者

<お申し込み方法>下記申込欄に必要事項をご記入いただき、

FAXまたはメールにてお申込みください。

2024年  
10月29日(火)  
14:00~16:00

<講師プロフィール>

い い だ よ し ひ ろ

飯田 吉宏 氏

・孚(まこと)事務所 株式会社  
代表取締役



・社会保険労務士

大学卒業後、20代後半まで呉服流通チェーン、中小法人向けノンバンクに勤務。在職時に職場で体験した労使トラブルをきっかけに労働法と人材育成の在り方に関心を持ち、2000年に社労士資格を取得する。2004年独立起業。社員数5名のリフォーム会社から、100名の外資系医療機器メーカーまで15業態以上の労務管理指導を経験する。現在は社労士の知見に東洋哲学の視点を取り入れた人材・組織開発を得意とし、中小企業のリーダー・後継人材の育成、労務問題の解決支援に注力している。コンプライアンス・労務管理関連のテーマを中心に、商工会議所や法人会など各種団体での講演・セミナー講師も務めている。

<主催> 新居浜商工会議所

<お問い合わせ> TEL 0897-33-5581

(切り取らずにこのままお送りください)

10/29(火)開催 『年収の壁 対策セミナー』 受講申込書

新居浜商工会議所 行 ⇒ FAX:0897-33-5609 Mail:kondo@niicci.or.jp

(申込日: 年 月 日)

事業所名	TEL
所在地	FAX
受講者名 (複数のご参加可能)	

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。